（審問等）

第六十六条の百六　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三第一項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　内閣総理大臣は、第六十六条の百二又は第六十六条の百三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を暗号資産管理関係業務提供者に通知しなければならない。

第四節　雑則

（職務代行者）

第六十六条の百七　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該暗号資産管理関係業務提供者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、暗号資産管理関係業務提供者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）

第六十六条の百八　暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の百の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、暗号資産管理関係業務提供者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十六条の百九　第六十六条の九十四から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（暗号資産管理関係業務提供者の自主的努力の尊重）

第六十六条の百十　内閣総理大臣は、暗号資産管理関係業務提供者を監督するに当たっては、業務の運営についての暗号資産管理関係業務提供者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第七十七条第五項中「第百五十六条の三十八第十二項」を「第百五十六条の三十八第十三項」に改める。

第七十八条第一項第一号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改め、同条第二項第七号中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加える。

第七十八条の七中「及び第五項」を削り、「「会員」を「「会員」と、「有価証券」とあるのは「有価証券若しくは暗号資産」と、同条第五項中「協会員」とあるのは「会員」に改める。

第七十九条の七第一項中「有価証券」の下に「及び暗号資産」を加え、「及びデリバティブ取引等」を「並びにデリバティブ取引等」に改める。

第七十九条の十三中「、」の下に「有価証券の売買その他の取引又は」を、「デリバティブ取引等」とあるのは「」の下に「有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又は」を加える。

第七十九条の二十第一項中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改める。

第七十九条の四十九第一項第七号中「（平成十四年法律第百五十四号）」を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第五十七条の三十一第一項に規定する顧客財産管理人又は顧客財産管理人代理の業務

第七十九条の五十三第一項第四号及び第三項第二号中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第百五十五条の三第二項第三号中「第六十六条の二十第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百五十六条の三十一の二第一項第一号中「第百五十六条の三十八第七項」を「第百五十六条の三十八第八項」に改める。

第百五十六条の三十八第二項中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項中「第二条第十一項第四号」を「第二条第十一項第一号ニ」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特定投資運用業務」の下に「、特定暗号資産取引業務」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二条第十一項第一号から第四号まで」を「第二条第十一項第一号イからニまで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この章において「特定暗号資産取引業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第五項各号に掲げる行為に係る業務及び第三十五条の二の二第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二条第十一項第二号イ及びロに掲げる行為に係る業務をいう。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　有価証券等の取引等に関する規制

第百五十七条第一号中「デリバティブ取引等」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等を除く。以下この条、次条及び第百九十七条第二項第一号において同じ。）」を加え、第六章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　有価証券の取引等に関する規制

第百五十八条中「オプション」の下に「（第百七十一条の四に規定する暗号等資産関連オプションを除く。次条第一項第三号及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を、「金融商品（有価証券」の下に「及び暗号等資産」を、「金融指標」の下に「（第百七十一条の三第一号に規定する暗号等資産関連金融指標を除く。次条第一項及び第二項第一号並びに第百六十条第一項において同じ。）」を加え、「及び」を「、第百七十四条第一項第一号及び第二号、第百七十四条の二第一項第二号、第百七十四条の二の二第一項、第七項、第十項及び第十一項並びに」に改める。

第百五十九条第一項中「売買（金融商品取引所が」の下に「売買のため」を、「）、市場デリバティブ取引」の下に「（第百七十一条の五第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引を除く。以下この条、次条第一項、第百六十一条第二項及び第百六十七条の三第二号において同じ。）」を、「店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券若しくは市場デリバティブ取引のため」を、「上場する金融商品」の下に「（暗号等資産を除く。）」を加え、「、取扱有価証券」を「若しくは取扱有価証券」に改め、「又は金融商品取引所が」の下に「市場デリバティブ取引のため」を加え、同項第四号中「売付け（」の下に「暗号等資産の売付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「買い付けること（」の下に「暗号等資産を買い付けることを除き、」を加え、同項第五号中「買付け（」の下に「暗号等資産の買付けを除き、」を、「有価証券」の下に「、暗号等資産」を、「売り付けること（」の下に「暗号等資産を売り付けることを除き、」を加え、同項に次の一号を加える。

十　第百七十一条の五第一項第一号から第九号までに掲げる行為

第百五十九条第二項第一号中「金融商品取引所が」の下に「売買のため上場する有価証券又は市場デリバティブ取引のため」を加え、「、金融指標又は」を「（暗号等資産を除く。）、金融指標若しくは」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第百七十一条の五第二項第一号から第三号までに掲げる行為（同項第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、同項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

第百五十九条第三項中「一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等

二　第百七十一条の五第三項第一号に掲げる行為